

報道ご関係者各位
2012年3月30日

マニライフ生命、ノンスモーカー(非喫煙者)の方にも対応した 平準払の終身保険『こだわり終身(低解約返戻金型)』をシティバンク銀行で販売開始

マニライフ生命保険株式会社(代表執行役社長兼 CEO:クレイグ・ブロムリー、以下マニライフ生命)は、2012年4月2日より無配当終身保険(低解約返戻金特則付)『こだわり終身(低解約返戻金型)』をシティバンク銀行株式会社(代表取締役社長 兼 CEO:ピーター・ビー・エリオット)で販売いたします。

『こだわり終身(低解約返戻金型)』は、一生涯続く死亡保障、保険料の低廉化、保険料払込期間の選択肢の多様化、将来の資産形成につながる商品機能等が特長の終身保険です。万一の場合にもしっかり備えながら、将来に向けて着実に資産を築いていきたい、という多くのお客様のニーズにお応えすることにこだわって開発されたことから「こだわり終身」という名前(ペットネーム)が付けられています。

また、近年高まっているお客様の健康志向にあわせて、非喫煙者の方を対象に標準保険料率よりも割安な非喫煙者保険料率(ノンスモーカー料率)を用意しております。

本商品は、シティバンク銀行で初めてお取り扱いいただくマニライフ生命の商品となります。本商品の販売を始めとし、マニライフ生命は、シティバンク銀行の多くのお客様のニーズにお応えしてまいりたいと考えております。

『こだわり終身(低解約返戻金型)』の特長

特長1: 終身保険を割安な保険料で準備できます

- ・保険料払込期間(低解約返戻金期間)中の解約返戻金を低く抑えることで、保険料負担を軽減。^{*1}
- ・ノンスモーカー(非喫煙者)^{*2}の場合、専用の保険料率を適用して、保険料をさらに割安にすることができます。

特長2: 被保険者が万一の場合に備えて、保障が一生涯続きます

- ・保険期間は一生涯。ご家族に資産を遺すことができます。
- ・定期保険特約を付加することで、一定期間、保障額を上乗せして準備することもできます。

特長3: 経過年数に応じて、解約返戻金は増えていきます^{*3}

- ・終身保険は長期的な資産形成の機能も備えています。
- ・将来に向けた資金準備として、計画的に解約返戻金をご活用いただくこともできます。^{*4}

- *1 保険料払込期間(低解約返戻金期間)中の解約返戻金額は、保険料を払い込んだ年月数により計算される金額に低解約返戻金割合(70%)を乗じた金額になります。
- *2 喫煙歴については、過去1年以内の喫煙の有無に関する告知に加え、マニユライフ生命所定の喫煙検査を実施させていただきます。非喫煙者保険料率は、過去1年以内に喫煙をしていないことが適用の条件となります。
- *3 解約返戻金額は、ご契約年齢、性別、保険期間および経過年数等によって異なり、払込保険料の合計額よりも少ない金額になることがあります(まったくないこともあります)。
- *4 ご契約を解約した場合、以後の保障はなくなります。

マニユライフ生命は、お客様の信頼に支えられ、その信頼に真摯に応える企業として、また力強さに満ち、明日を切り拓く企業として、お客様お一人おひとりのニーズに合った最適な解決策をご提供しております。今後ともマニユライフ・ファイナンシャルが海外市場で培ったノウハウと当社の国内での経験を結集し、より一層多くのお客様に喜んでいただける商品・サービスをお届けすることを目指してまいります。

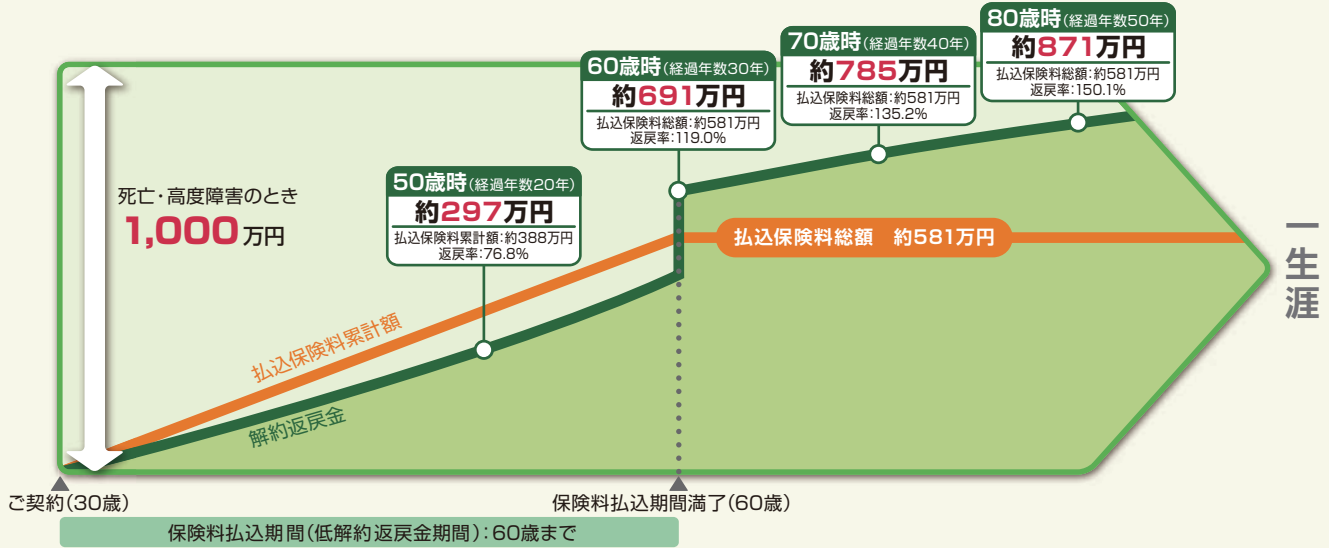
マニユライフについて

マニユライフ生命保険株式会社(「マニユライフ生命」)は、マニユライフ・ファイナンシャル社のグループ企業です。マニユライフ・ファイナンシャルは、主にアジア、カナダ、米国を中心に事業を展開しているカナダ系大手金融サービス・グループです。マニユライフは信頼に支えられ、その信頼に真摯に応える企業として、また力強さに満ち、明日を切り拓く企業として、人生で最も重要な資金面の決断を行う際の解決策を、お客さまにお届けすることを目指して、2012年で創業125周年を迎えました。同社職員、エージェントおよび販売パートナーの国際的なネットワークを通じて、世界各地の数百万のお客さまに経済的保障や資産運用・形成のための商品・サービスをご提供しています。また、世界各地の機関投資家のお客さまには、資産運用サービスもご提供しています。マニユライフ・ファイナンシャルとその子会社の管理運用資産は、2011年12月31日現在5,000億カナダドル(4,910億米ドル)となっています。カナダおよびアジア地域ではマニユライフ・ファイナンシャル(マニユライフ)として、米国においては主にジョン・ハンコックのブランドで事業を展開しています。マニユライフ・ファイナンシャルは、トロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびフィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、また、香港証券取引所では「945」で取引されています。マニユライフ・ファイナンシャルについての詳細はウェブサイト (www.manulife.com) をご覧下さい。マニユライフ生命のウェブサイトは次の通りです。(www.manulife.co.jp)

●イメージ図

ご契約例

- 保険料率：標準
- ご契約年齢(保険年齢)：30歳/男性
- 保険期間：終身
- 保険料払込期間：60歳まで
- 保険金額：1,000万円
- 月払保険料：16,130円



上記のご契約例における
払込保険料累計額・解約返戻金額・
返戻率の推移

標準保険料率	16,130円 (月払)		
経過年数	払込保険料累計額 A	解約返戻金額 B	返戻率 B/A
5年 (35歳時)	967,800円	585,000円	60.4%
10年 (40歳時)	1,935,600円	1,372,000円	70.8%
20年 (50歳時)	3,871,200円	2,976,000円	76.8%
30年 (60歳時)	5,806,800円	6,915,000円	119.0%
40年 (70歳時)	5,806,800円	7,853,000円	135.2%
50年 (80歳時)	5,806,800円	8,717,000円	150.1%

上記のご契約例において
非喫煙者保険料率が適用された場合

非喫煙者保険料率	15,190円 (月払)		
経過年数	払込保険料累計額 A	解約返戻金額 B	返戻率 B/A
5年 (35歳時)	911,400円	555,000円	60.8%
10年 (40歳時)	1,822,800円	1,306,000円	71.6%
20年 (50歳時)	3,645,600円	2,855,000円	78.3%
30年 (60歳時)	5,468,400円	6,673,000円	122.0%
40年 (70歳時)	5,468,400円	7,653,000円	139.9%
50年 (80歳時)	5,468,400円	8,571,000円	156.7%

ノンスモーカー(非喫煙者)なら
保険料が割安に

ご注意
●喫煙歴については、過去1年以内の喫煙の有無に関する告知に加え、マニュアル生命所定の喫煙検査を実施させていただきます。

※特約を付加していない場合のイメージ図です。
 ※解約返戻金額は、ご契約から表示の経過年数を経過する直前の数値です。ただし、60歳時(経過年数30年)のみ、経過年数を経過した直後における数値になります。
 ※イメージ図における解約返戻金額は1万円未満を切り捨て、払込保険料累計額(総額)は1万円未満を切り上げて表示しています。
 ※返戻率は小数点第2位以下を切り捨てて表示しています。

●引き受け条件 (主契約の保険金額等)

保険料払込期間	保険料率	ご契約年齢(保険年齢)		保険金額			
		最低	最高	最低	最高	単位	
短期払	10年	非喫煙者	21歳	90歳	200万円	5億円*	10万円
		標準	0歳				
	15年	非喫煙者	30歳	75歳			
		標準					
	20年	非喫煙者	25歳	70歳			
30年	非喫煙者	21歳	60歳				
	標準	15歳					
55歳・60歳・65歳・70歳・80歳・90歳	非喫煙者	21歳	保険料払込期間-15歳				
	標準	0歳					
終身払	終身	非喫煙者	21歳	90歳			
		標準	0歳				

*ご契約年齢・ご職業等により、お引き受けできる保険金額に制限があります。
 ※この保険では、ご契約年齢に保険年齢を採用しています。